

令和7年5月30日

我孫子市長 星野 順一郎 様

我孫子市水道事業運営審議会
会 長 林 健 一

我孫子市水道料金改定計画に対する意見について(答申)

令和6年3月29日付け企秘第343号で諮問のありました「我孫子市水道料金改定計画(案)について」、本審議会は審議の結果、次のとおり答申します。

はじめに

我孫子市の水道料金は、平成8年に値上げ、平成22年に値下げ改定を実施しました。

実質的な料金値上げを30年間行わず、これまで職員数の削減や効率的な事業運営など自助努力により現行料金で経営を維持してきました。

しかし、現在、浄水場施設や管路施設の多くが耐用年数を経過し更新時期を迎えており、災害対応への強化や災害時における防災・減災のための耐震化工事や老朽施設の更新工事が急務となっています。

さらに、社会経済情勢の変化による物価高騰や人口減少、節水機器の普及などによる水道料金収入の減少から、健全な水道事業経営が厳しい状況となっています。

今後、施設の更新や管路の耐震化など、安心して安全な給水を維持・継続していくためには、安定的な財源の確保が必要です。

このような状況をふまえ、本審議会では、水道事業の将来を見据え、多角的な視点から、水道料金制度について令和5年度から計6回にわたる慎重な審議を行った結果、次のとおり水道料金の改定について答申いたします。

なお、留意されるべき事項を付帯意見として申し添えます。

答申内容

増額改定を実施する。

- (1) 改定時期は令和8年4月とする。
- (2) 料金算定期間は3年間とする。
(令和8年4月から令和11年3月まで)
- (3) 平均改定率は31.8%とする。
- (4) 料金体系は、基本料金をメータ口径ごとに設定する。
基本水量を廃止する。
- (5) 閉栓手数料を廃止する。
- (6) 2カ月検針を実施する。

審議内容

増額改定(料金改定の必要性)

水道事業は、取水から配水・給水までの施設を有し、大部分を大型の施設や設備によって製造する、装置産業であるため、給水量にかかわらず事業費用はかかる特性がある一方、給水量の減少は直接的に料金収入の減少に繋がります。

一方で、近年の人口減少や節水機器の普及などによる水需要の減少、急激に変化する社会経済情勢や、これに伴う物価高騰等により、我孫子市は、給水原価が供給単価を上回る“原価割れ”に近い状態であり、水道事業の運営や維持管理だけでなく、更新や耐震化を行うための資金を企業債等の借金に頼らざるを得ない状況であり、健全経営とは言えない状況にあります。

今後も現在の料金水準を維持した場合、令和10年度には資金不足となり、事業運営が困難になることが想定されます。

我孫子の水道を後世に引き継ぐために、今回の料金改定が必要であると判断しました。

(1) 料金改定の時期

近年の物価高騰に伴う市民生活における家計負担の増加等を考慮すると、水道料金の改定時期については、慎重な判断が求められるところです。

しかし、水道料金収入や有収水量の減少、耐用年数を経過している老朽化した浄水場や配水管等の水道施設の更新に係る財源の確保、水道事業を取り巻く現状を勘案すると、改定時期の「先延ばし」は、問題の解決にはならず、結果として、料金改定率の「さらなる増加」に直結することになることから、直ちに、収益的収支の改善に努め、将来にわたる水道の安定供給に向けた健全な事業運営を図る必要があると結論に至りました。

水道料金等の改定時期については、令和8年4月1日とすることが適当であると判断しました。

(2) 料金算定期間

水道料金算定要領(令和7年2月改定 公益社団法人日本水道協会)及び国からの通知などにある「3年から5年を基準に設定する。」を参照しています。

現行の我孫子市水道事業基本計画及び経営戦略の計画期間である、令

和8年4月から令和11年3月までの3年間が料金算定期間として適当であると判断しました。

(3) 料金改定率

今後の有収水量の動向や必要な事業費、料金改定の時期、および企業債充当率を総合的に考慮した結果、料金算定期間における資金残高を確保するためには、水道料金の平均改定率を31.8%とすることが妥当であると判断しました。

現状を踏まえた上で我孫子市が目指す健全経営は、原価割れを防ぎ料金回収率を100%以上とすること、そして水道施設の更新や耐震化のための資金(資産維持費)を確保して企業債比率を下げ、債務を減らし、自己資金を充足させることです。そのため、まず、水道料金の算定は、水道料金算定要領に基づき、総括原価方式を用いて行いました。総括原価方式とは、水道事業の維持および運営に必要な経費を原価として算出し、その原価を賄う金額を水道料金として定める方式です。我孫子市では、令和8年度から令和10年度までの3年間を料金算定期間に設定し、この期間における事業に必要な費用(総括原価)を算定しました。

次に、水道料金算定要領に基づき資産維持費について検討を行いました。資産維持率を標準の3%に設定して総括原価に算入することを検討しましたが、試算の結果、資産維持費を水道料金に3%を計上した場合、平均改定率は61.2%となる一方、資産維持費を計上しない場合でも平均改定率は31.8%になることが分かりました。委員からは、「施設更新に必要な費用として資産維持費は3%計上すべきである」との意見や、「改定率を適切に配慮しつつ、最低でも1%計上すべきである」との意見がありました。しかし、現状の社会経済情勢や市民生活への影響を総合的に考慮し、まずは、料金回収率100%の確保を優先して、今回の料金改定では資産維持費の計上を見送る決定をしました。

(4) 料金体系

料金体系については、水道料金算定要領及び改定に関する報告書に沿って次の項目について比較検討を行いました。

① 基本料金をメータ口径に応じて設定

現行の基本料金は、メータ口径13mmと20mm以上の二種類です。負担の公平性を確保するため、今回、メータ口径の大きさに応じて基本料金を設定することにしました。

② 基本水量の廃止

水道料金算定要領では、基本水量は原則として付与しないこととされています。

我孫子市は、少量使用者に対する配慮から、基本水量を設定してきましたが、負担の公平性や適正な料金徴収を勘案し、基本水量を廃止することにしました。

基本水量制の課題としては、節水しても基本水量内では料金が定額であるため、不公平感が生じることや、核家族化や一人世帯の増加など生活形態の多様化により、基本水量を下回る使用者が増えているという点が挙げられます。

基本水量制は、昭和42年に水道料金算定要領が策定された際、公衆衛生上の観点から、感染症の予防や水需要の促進を目的として導入されました。

また、日常生活で最低限必要な使用水量を考慮して設定されたが、その役割を終え、平成9年以降の「水道料金算定要領」では、「基本水量は解消するもの」とされています。

(5) 閉栓手数料の廃止

今までお客様からの閉栓依頼に対応する費用として徴収していた、閉栓手数料については、今回の料金改定において、総括原価に含めるべき費用として計上したことから、廃止する結論に至りました。

(6) 2カ月検針の実施

経費削減を目指した取り組みとして、毎月行っている水道メータの検針業務及び料金請求業務を2カ月に1回の実施とすることにしました。

付帯意見

(1) 水道使用者への周知

水道事業の現状（老朽化の状況、財政状況など）や料金改定の必要性

について、水道使用者が理解しやすいよう、わかりやすく詳細な説明を行い、様々な媒体（ホームページ、広報など）を活用して改定内容を事前に広く周知すること。

(2) 経費削減

水道使用者の負担をできるだけ軽減するため、今後もさらなる経費削減や新たな収入確保策の検討を継続し、改定率の抑制に努めること。

(3) 水道料金の検証

人口減少や節水機器の普及などにより、将来も料金収入の増加は期待できず、厳しい経営環境が続くと予測されます。安心で安全かつ強靱な水道事業を持続していくためには、給水人口の動向や社会経済情勢を注視し、水道料金が適正であるかを定期的に検証すること。

(4) 基本料金・従量料金の割合

我孫子市の基本従量割合は、やや基本料金の割合が低く、次回の水道料金の見直しでは、基本料金の割合を増やす必要があると考える。水需要の減少に伴い、従量料金は減少していく見通しであり、将来的には従量料金で回収すべき固定費相当分の回収が難しくなると予想される。

今回の改定では、基本水量を廃止し、口径別基本料金を設定したことから、少量使用者においては水道料金が急激に上昇することが試算により判明した。そのため、現行の基本料金・従量料金の割合を維持することとしたが、将来的に水道事業の安定的な継続を図るためには、水需要の変動に強い料金体系を構築する必要がある。

今後の課題としては、基本料金と従量料金の割合を見直す必要があると考えられる。

(5) 資産維持費の考え方について

今回の料金改定では、資産維持費を、水道料金に算入しないことにしたが、安定した経営と施設更新計画を進めていくために、水道料金に3%の資産維持費を算入することは必要である。3%は難しいとしても、次回改定時には1%以上を目安とする資産維持費を算入した料金改定を目指すべきである。

資産維持費は、将来的に維持・更新が必要とされる水道施設や設備（浄水場、配水管など）に対して、適正な資金を積み立てるために計上される費用である。また、水道料金として徴収された年度において、損益計算書上の当年度純利益に含まれ、貸借対照表上では利益剰余金として内部留保

される。しかし、資産維持費の認識に関する説明が不十分であるため、水道使用者の理解が得られず、誤解が生じる可能性がある。

資産維持費の必要性について十分に周知し、次回の料金水準の検討の際には算入を検討する必要がある。

別 紙

我孫子市水道事業運営審議会委員名簿（委員 10 名）

区分	氏名	備考
会長	林 健一	学識経験を有する者
副会長	庄司 武史	学識経験を有する者
委員	岡田 真弓	学識経験を有する者
委員	佐藤 一明	学識経験を有する者
委員	高橋 学 麻生 美香	学識経験を有する者 (令和 6 年 6 月 30 日まで) (令和 6 年 7 月 1 日から)
委員	遠藤 洋子	市内の関係団体に属する者
委員	園 比佐志	市内の関係団体に属する者
委員	藤本 行宣	市内の関係団体に属する者
委員	鈴木 登	公募の市民
委員	鶴岡 亜弥子	公募の市民

我孫子市水道事業運営審議会の経過

年度	回数	開催日時	審議事項
令和 5 年度	第 1 回	令和 5 年 11 月 1 日（水）	諮問 1) 我孫子市水道事業基本計画（案）及び我孫子市水道事業経営戦略（案）について
令和 5 年度	第 2 回	令和 6 年 2 月 14 日（水）	1) 公営企業会計について 2) 水道事業の現状について 3) 管路・浄水場施設について 4) 財政収支の見通しについて
令和 6 年度	第 1 回	令和 6 年 4 月 15 日（月）	1) 前回からの保留事項 2) 現状課題と対策 3) 投資・財政計画 4) 今後のスケジュール 諮問 2) 我孫子市水道料金改定計画（案）について

令和 6 年度	第 2 回	令和 6 年 11 月 19 日（火）	1) 基本計画と経営戦略の見直し 2) 水道事業の達成状況 3) 水需要と水源（受水、自己水源）の見 通し 4) 事業計画 5) 財政計画 6) 水道事業の課題と施策
令和 6 年度	第 3 回	令和 7 年 2 月 21 日（金）	1) 水道料金の仕組み 2) 現行料金での財政見通し 3) 水道料金の算定 4) 料金改定案 5) 水道メータの 2 ヶ月検針の導入につ いて
令和 7 年度	第 1 回	令和 7 年 4 月 9 日（水）	1 前回のふりかえり 1) 改定による収支の見通し 2) 料金改定の目的と目標 2 料金改定の基本方針 1) 法規の整理 2) 改定の基本方針 3 料金体系の課題 1) 料金の変遷(これまでの料金改定) 2) 水道料金の比較 3) 料金構成比の調整(基本と従量料金 の割合) 4) 改定基本案(4 案)の課題 5) 通増型料金体系の課題 4 料金改定案 1) 料金改定案及び算定結果の評価 2) 料金体系の比較 3) 料金改定案における原価割れの状 況 5 臨時用給水料金について 6 閉栓手数料について